

2015年度総会議案等に寄せられた質問等に対する回答並びに総会参加票に関するお願い

(公社) 日本気象学会理事会

会員の皆様のご協力のお陰で、2015年度総会は無事終了し、理事会の提案議案は、すべて承認されました。改めまして篤く御礼申し上げます。

会員の皆様からお送りいただいた総会参加票には、多数のご質問・ご意見等が記載されていました。時間の関係で、総会の席上では、その1つ1つにお答えすることはできませんでしたので、それらのうち、共通する項目および理事会で重要と判断した項目について、一昨年度、昨年度と同様に「天気」誌上に回答を掲載させていただきます。

理事会では頂いた多くの貴重なご意見等を真摯に受け止め、学会運営に活かして行きたいと考えております。

また、今年度の総会におきましても、無効票が多数発生いたしました。これにつきましても、会員の皆様へご報告し、改めて注意喚起を行うとともに、理事会におきましても改善策を検討いたします。

I 寄せられたご質問・ご意見等

1. 事業計画と予算案を審議事項にすべき。

(回答)

昨年度・一昨年度の総会参加票でも質問が寄せられており、「天気」2013年7月号で回答を掲載しております。以下、一昨年度の回答を再度掲載いたします。

「新公益法人制度では、事業計画と予算案は社員総会の法定決議事項には含まれていません。この理由としては、新制度では、事業計画並びに予算案について、各事業年度開始の日の前日までに作成することとなり、総会決議事項とすると、現在の年1回の総会開催体制では、事業年度開始の日の前日までに作成・決定することが不可能であります。従って、モデル定款、さらに多くの公益法人においては、事業計画並びに予算案は理事会承認事項としています。」(「天気」2013年7月号)

2. 会員の減少傾向が続いているが、気象学会においても、少子高齢化問題は避けられない大きな課題と考える。会員数減少への対応策を検討すべき。

(回答)

ご指摘の事項に関しては、理事会としても十分に認識しており、会員数の増加対策については、理事会、支部長会議等でも検討を行っています。会員限定サービス、日本気象予報士会との連携、学生会員優遇策、気象庁職員の入会推進策等、種々の検討を行っています。支部長会議等における検討の詳細については、「天気」5月号に掲載の第38期第1回支部長会議議事概要をご覧ください。

3. 学校教育や社会教育を通じて気象学に関心を持ってもらい学会への参加や協力を得る努力が必要。教育・普及の接点を探っていく場を充実させる必要。

(回答)

従来より、教育・普及の接点を探っていく各種の活動を実施しております。特に、2015年度春季大会では、新しい試みとしてジュニアセッションを開催しました。また、第38期評議員会のテーマとして「(公社)日本気象学会における理科教育への取組」を設定し、2015年4月20日に第1回会合を開催し、検討を行いました。評議員会での議論については、従前と同様、「天気」に議事概要を掲載する予定です。

4. 2014年度秋季大会では講演数が多く、1講演(口頭発表)あたりの講演時間が非常に短かった。学会においても秋季大会についていろいろ議論されているようであるが、大会開催における地方負担や経費も含めて議論すべきである。

(回答)

ご指摘の課題に関しては、理事会としてもその重要性を十分に認識しており、支部長会議等でも検討を行っています。また、理事会企画調整委員会にWGを設置して、具体案の検討を行っています。支部長会議での議論については、従前と同様、「天気」に議事概要を掲載する予定です。

5. 学会が発出した「原子力関連施設の事故発生時の放射性物質拡散への対策に関する提言」につい

て、強く賛同する意見がある一方、学会は学術の振興に寄与する団体であり、行政の所信は各人に委ねられるべきものである、との賛否両方の意見があった。

(回答)

公益法人の活動として社会への積極的な発信が求められており、提言もその一環としての活動であることから、学会としては、緊急時の被害軽減のために、科学的な見地から以下の様な提言等を発出し、積極的に活動を行っています。詳しくは学会 HP を参照してください。

- 2012年3月5日：「原子力施設の事故発生時の放射性物質拡散への対策に関する提言」
- 2014年12月17日：「原子力関連施設の事故に伴う放射性物質の大気拡散監視・予測技術の強化に関する提言」
- 2015年3月31日：原子力規制委員会による「原子力災害対策指針（改定原案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（案）に対する意見募集」への意見提出について。

なお、これらの提言は将来における原子力発電の継続を前提としているものではなく、原子力発電の動向に依らず、原子力関連施設は今後も長期間にわたって存在し、事故の危険がなくなることから、発出されたものであることをご理解ください。

6. 気象予報士 CPD 制度への協力が公益目的事業の一つとされているが、同制度は気象予報士登録者の3分の1の者を構成員とする任意団体である日本気象予報士会の会員の利益のために運営されるものであり、公益目的事業とは言えないのではないか。

(回答)

CPD 制度については、技術士会等の法人が、技術のたゆみない研鑽によって自らの能力を高めるために実施している制度です。気象学会としては、気象に関する最新の正しい知識を普及することは重要な社会貢献活動の1つであると考えており、マスコミや出前講座などで普及啓発活動を行っている気象予報士の能力開発の支援に関与することは、公益事業であると認識しています。

なお、日本気象予報士会では、本制度の運用にあたって CPD 会員制度を導入することによって、対象者を予報士会会員のみならず、一般の気象予報士にも広がっています。日本気象学会としては、今後の協力にあたっては、制度の運営に関して、常に透明性が確保されていることを確認していくこととしています。

II 総会参加票の無効票について

今年度の総会に関連して、会員から送付された総会参加票の10%以上に相当する180票以上の無効票が発生しました（昨年度の1.4倍強）。せっかく総会参加票を送付いただいても、それが活かされないこととなります。無効票発生主な原因は、議決権行使書と委任状の両方に記入が行われたことによります。

理事会では、昨年度の総会参加票で無効票が多く発生したことを受けて、今年度の総会では体裁を変更して改善の努力を行いました。結果的に昨年度より無効票が増えたことは反省すべき課題と認識しております。次回総会までに総会参加票（議決権行使書並びに議決権の代理行使の際の委任書）の形式について、関係機関と協議を行いながら検討を行い、無効票の発生がないように改善を検討します。

会員の皆様も、総会参加票の記入に際しては、ご注意をお願いします。

以上